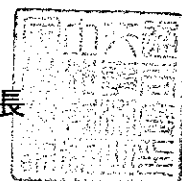


国海査第530号
平成18年3月27日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 萩原 廣治 殿

国土交通省
海事局 検査測度課長



事業場の認定制度に係る登録免許税の導入について

拝啓

平素より、海事行政にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、登録免許税法の一部改正に伴い、製造、改造修理及び整備事業場の認定について、登録免許税が別紙のとおり課税されることとなりました。

つきましては、貴会会員へ別紙により周知して頂きますよう宜しくお願い致します。

敬具

船舶安全法等に基づく認定事業場制度に係る登録免許税の導入について

今般、登録免許税法の改正により、製造、改造修理及び整備認定事業場について新たに認定を受けた場合には以下のとおり登録免許税を課税することとなりました。

1. 背景

事業免許等に係る登録免許税は、登録・免許等を受けることにより、排他的に利益を得ることが可能になるため、この利益に着目して課税するもので、昭和42年に創設したものです。それ以来、社会経済情勢の変化により本来登録免許税の対象にすべき登記、登録、許可、認定等の中に登録免許税の課税対象となっていないものがあるため、今年度、全ての許認可等を精査した結果、製造、改造修理及び整備認定事業場についても登録免許税の課税対象となるためです。

2. 施行時期

平成18年4月1日

3. 対象範囲

平成18年4月1日以降に認定を受ける全ての製造、改造修理及び整備認定事業場^{注1}

4. 課税額

製造、改造修理又は整備を問わず、1申請につき、9万円（但し、既に認定を受けている物件がある場合^{注2}には1万5千円）

5. 納付の方法

認定日から1ヶ月以内に銀行等収納機関にて納付し、納付した登録免許税の領収証書を所定の方法により認定書の交付を受けた地方運輸局等又は運輸支局等へ提出して下さい。

注1：平成18年4月1日以降に有効期間が満了する認定について、有効期間満了までに現在受けている認定と同一の認定を継続して受ける場合は、登録免許税は課税されません。

注2：船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和48年運輸省令第49号）別表第1（製造又は改造修理）又は別表第3に規定する区分において、同一区分に掲げる船舶又は物件について新たな認定を受ける場合をいいます。